

廿日市市立阿品台西小学校校務運営規程

(趣旨)

第1条 廿日市市立阿品台西小学校の校務を適正かつ円滑に運営するため、法令及び廿日市市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和61年4月1日教委規則第4号、以下「学校管理規則」という）に従い、この規程を定める。

(職務)

第2条 学校管理規則第37条、38条、40条に定める職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 教頭は、校長を助け、校務を整理し、必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- (3) 事務長は、学校経営に関し校長を補佐し、校長の命を受け、事務を掌理する。
- (4) 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- (5) 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- (6) 栄養教諭は、食育の指導をつかさどる。
- (7) 事務職員は、事務に従事する。

第3条 前条に規定するほか、必要に応じて他の職員を置く。

- 2 その職員は、定められた職務を遂行する。

(企画委員会)

第4条 校長の校務及び教育活動の適正かつ円滑な運営を図るため、企画委員会を置く。

- 2 企画委員会は、校長・教頭・教務主任・保健主事・生徒指導主事・研究主任・並びに校長が必要と認める職員をもって構成する。
- 3 企画委員会は、校長が招集し主宰する。

第5条 企画委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 校長が認める事項
- (2) 緊急を要する事項
- (3) その他、校長は必要と認めるときには関係者の出席を求め、報告を受けまたは意見聴取を行う。

(学校運営協議会)

第6条 校長の学校経営計画に対して、適正かつ円滑な運営や改善を図るため、学校運営協議会を置く。

- 2 学校運営協議会は、校内は校長・教頭・校外は地域学校協働本部会長・PTA会長・地域の代表者で構成する。
- 3 学校運営協議会は、校長が招集し主宰する。

第7条 学校運営協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 校長の学校経営計画に関する事項
- (2) 学校運営・教育課程の編成の基本方針に関わる事項
- (3) 学校の運営に関する事項
- (4) 教職員の採用及び転任に関する事項（特定の個人に係るものを除く。）
- (5) 地域学校協働活動に関わる事項
- (6) 学校評価分析と考察に関する事項

(生徒指導校内委員会)

第8条 生徒指導上の諸問題の解決を図るため、生徒指導校内委員会を置く。

- 2 生徒指導校内委員会は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事で構成する。
- 3 生徒指導校内委員会は、校長が招集し主宰する。運営責任者を生徒指導主事とする。
- 4 生徒指導ケース会議の開催にあたっては、構成員に養護教諭・担任等加える。

第9条 生徒指導校内委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 児童の諸問題に関する事項
- (2) 安全等、緊急を要する事項

(いじめ防止対策委員会)

第10条 いじめ問題の未然防止及び解決を図るため、いじめ防止対策委員会を置く。

- 2 いじめ防止対策委員会は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・担任等で構成する。また、ケース会議の開催に当たっても、同じ構成とする。
- 3 いじめ防止対策委員会は、校長が招集し主宰する。運営責任者を生徒指導主事とする。
- 4 校長が必要と認めるときには、専門的な知識を有する者等の出席を求めることができる。

第11条 いじめ防止対策委員会は、次の事項について協議する。

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組
- (2) いじめの状況把握及び分析
- (3) いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- (4) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- (5) いじめを行った児童に対する指導
- (6) いじめを行った児童の保護者に対する助言
- (7) 専門的な組織を有する者等との連携
- (8) その他、いじめの防止に係ること

(特別支援教育校内委員会)

第12条 特別支援教育の円滑な運営と諸問題の解決を図るため、特別支援校内委員会を置く。

- 2 特別支援校内委員会は、校長・教頭・生徒指導主事・特別支援教育コーディネーター・通級指導教室担任で構成する。
- 3 特別支援校内委員会は、校長が招集し主宰する。運営責任者を特別支援教育コーディネーターとする。
- 4 特別支援教育ケース会議の開催にあたっては、構成員に養護教諭・担任等を加える。

第13条 特別支援校内委員会は、次のことについて協議する。

- (1) 特別支援教育の推進に関する事項
- (2) 緊急を要する事項

(不祥事防止委員会) (企画委員会と兼ねる)

第14条 不祥事未然防止のために、不祥事防止委員会を置く。

- 2 不祥事防止委員会は、校長・教頭・教務主任・保健主事・生徒指導主事・研究主任で構成する。
- 3 不祥事防止委員会は、校長が招集し主宰する。
- 4 不祥事防止委員会の開催にあたっては、構成員に養護教諭・担任等を加える。

第15条 不祥事防止委員会は、次のことを行う。

- (1) 教職員相互による不祥事防止チェック
- (2) 研修プログラムの企画・実施

(校内全体研修会)

第16条 職員の職能向上を図るため、校内全体研修会を置く。

- 2 校内全体研修会は、対象となる全職員で行う。
- 3 校内全体研修会は、校長が招集し主宰する。運営責任者を教務主任とする。

第17条 校内全体研修会は、次のことを行う。

- (1) 研究主題に関すること
- (2) 職員研修を必要とすること

(学年主任会)

第18条 校長の校務及び教育活動の適正かつ円滑な運営を図るため、学年主任会を置く。

- 2 学年主任会は、教務主任・各学年主任で構成する。
- 3 学年主任会は、校長の承認のもと、教務主任が主催する。

第19条 学年主任会は、校長が必要と認めた事項について連絡を行う。

(学年会)

第20条 校長の校務及び教育活動の適正かつ円滑な運営を図るため、学年会を置く。

- 2 学年会は、学年主任・学年担任等で構成する。
- 3 学年会は、教務主任が主催し、学年内の連絡・調整を図る。

(職員会議)

第21条 校長は校務運営上必要と認めるときは、校長の職務の円滑な執行を補助させるため、職員会議を置く。

- 2 職員会議は、校長が招集し、主宰する。
- 3 前2項に掲げるものの他、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。

(校務運営組織)

第22条 校務運営組織は、年度当初に示す校長の経営計画に基づいて組織する。

- 2 校務運営組織は、別掲とする。

(学校衛生委員会) (企画委員会と兼ねる)

第23条 校長、教頭で組織し、直接教職員に面談して健康状態を把握するとともに、長期間にわたる疲労の蓄積があると思われるときは産業医等の保健指導を受けさせる。

(食物アレルギー対応委員会)

第24条 校長、教頭、保健主事、養護教諭、栄養教諭、関係する担任等で構成する。

(主任等)

第25条 校務及び各部の適正かつ円滑な運営を図るため、学校教育法38条、学校管理規則第43条、45条に則り、次の主任等を置く。

- (1) 主幹教諭・・・校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- (2) 教務主任・・・各会議の統括行い、学校運営の要となる。
校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項についての連絡調整及び指導・助言に当たる。
- (3) 学年主任・・・校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導・助言にあたる。
- (4) 生徒指導主事・・・校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について、連絡調整及び指導・助言にあたる。
- (5) 保健主事・・・校長の監督を受け、保健に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言にあたる。
- (6) 研究主任・・・校長の監督を受け、教育研究推進に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言にあたる。
- (7) 特別支援教育コーディネーター
・・・校長の監督を受け、特別支援教育推進に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言にあたる。
- (8) 体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口
・・・体罰及びセクシュアル・ハラスメントの未然防止に向け、児童生徒に対する体罰やセクシュアル・ハラスメントに関する相談等を受ける。担当者は、プライバシーの保護及び秘密の保持を厳守し関係者が不利益な取扱いを受けないよう留意する。また、当該相談窓口で相談があった場合は、必ず校長に報告するとともに、校長は必要に応じ市教育委員会の関係課に報告する。

第26条 主任等は、校長が命免する。

(勤務時間等)

第27条 勤務時間等については別途定める。

(決裁規程)

第28条 決裁規程は別途定める。

(その他)

第29条 この規程に定めるもののほか、本校の校務運営に必要な事項は、校長が別に定める。

附則 一部改正し平成17年4月1日から施行する。
一部改正し平成17年5月2日から施行する。
一部改正し平成18年4月1日から施行する。
一部改正し平成19年4月1日から施行する。
一部改正し平成21年4月1日から施行する。
一部改正し平成21年6月18日から施行する。
一部改正し平成22年4月1日から施行する。
一部改正し平成24年4月1日から施行する。
一部改正し平成25年4月1日から施行する。
一部改正し平成25年9月1日から施行する。
一部改正し平成26年4月1日から施行する。
一部改正し平成27年4月1日から施行する。
一部改正し平成29年4月1日から施行する。
一部改正し令和3年4月1日から施行する。
一部改正し令和4年4月1日から施行する。
一部改正し令和5年4月1日から施行する。
一部改正し令和6年4月1日から施行する。